

長良川河口堰検証ヒアリング運営要領（案）

2011年6月8日

P T座長 小島敏郎

ヒアリングの運営は、傍聴に関してはP T傍聴要領に準拠する。ただし、次の事項について、留意する。

1 ヒアリングの会場

ヒアリング会場は、多くの人々が傍聴できるよう配慮する。

2 ヒアリングの公開

- 1) ヒアリングは公開の場で行う。
- 2) ヒアリング対象者の発言、プレゼンテーション、用いる資料などは全て公開する。
- 3) 2) に対する疑義の表明や反論があれば、公開する。また、疑義や反論に対する当該ヒアリング対象者の意見も公開する。

3 長良川河口堰検証P Tのホームページの設置

- 1) ヒアリング対象者の発言・プレゼンテーション・資料等、それに対する疑義の表明や反論、さらにそれに対するヒアリング対象者の意見などの公開は、愛知県のホームページに「長良川河口堰検証P T／専門委員会／ヒアリング」の欄を設けて行う。
- 2) ヒアリング対象者の発言を正確にHPにアップするため、インターネットでのアーカイブスをアップすることを検討する。
※P T／専門委員会の議論、資料についても、同様にHP上で公開する。

4 ヒアリング結果の整理と評価

ヒアリング結果の整理と評価はP Tが取りまとめ、別途取りまとめられる専門委員会の報告とともに、愛知県知事及び名古屋市長に報告する。